

平成29年度「民間育英団体」・「地方公共団体」の奨学金募集一覧（10月3日現在）

（下記各団体からの「募集案内」は、総合研究棟Ⅱ 1階の 学生支援チーム ①番窓口 で見ることができます。）

奨学団体等	必要資格	支援機構 奨学金 との重複	対象学年 (注意:平成29年4月時点の学年)	金額	給付・貸与 の別	募集人員 (全国で)	募集要項の <請求先>	申請書類の <提出先>	提出期限
公益財団法人 鹿児島県育英財団	次の①、②のいずれかに該当し、かつ③から⑤までの全てに該当する者 ①鹿児島県内の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校(高等課程)(以下、「高等学校等」という。)を卒業した者。 ②鹿児島県外の高等学校等を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験合格者(県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の小学校を卒業した者に限る。) ③大学又は大学院(以下「大学等」という。)に在学し、平成31年3月(平成30年度中を含む。)に大学等を卒業(修了)予定の者。 ④日本学生支援機構第一種奨学金又は鹿児島県育英財団大学等奨学金の貸与を受けている者又は貸与を受けていた者。 ⑤大学等を卒業(修了)後、県内企業等に就職する意思があり、かつ県内居住を希望する者。 ※就職先の指定有。ホームページを参照のこと	返還支援	現在 大学3年生の者 大学院1年生の者。 (平成30年度中に大学もしくは大学院を卒業又は修了予定の者)	在学中に借り受けた奨学金の全額 ※ただし、返還期限猶予の適用を受けた場合は、その期間相当の奨学金を除いた額とする。ただし、大学等卒業(修了)後、引き続き上級学校へ進学した期間は支援対象に含まれる。	返還支援	20人程度	大学 (学生支援チーム ①番窓口)	公益財団法人 鹿児島県育英財団 ホームページ(リンク)	10月2日～ 1月10日 (応募書類必着)
山梨県ものづくり人材就業 支援事業費補助金 (奨学金返還補助事業)	申込日現在に、大学、大学院、高等専門学校のうち、理学部、工学部若しくはこれに準ずる学部、研究科等(以下「大学等」という。)に在学し、次の各号の全てに該当する学生 (1)独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金(以下「第一種奨学金」という。)の貸与を受けていること。 (2)平成31年9月末までに、対象業種企業における、企画・開発、製造部門への就職を希望していること。 (3)平成31年4月初日を起点とした10年間に、8年間以上山梨県内に勤務し、かつ県内に定住する見込みであること。 (4)平成30年度に卒業予定であること。	返還支援	現在 大学3年生の者 大学院1年生の者。 (平成30年度中に大学もしくは大学院を卒業又は修了予定の者)	大学等の在学時に、奨学金として貸与を受けた額のうち、卒業前2年間に貸与を受けた額を上限とする	返還支援	35人	大学 (学生支援チーム ①番窓口)	山梨県産業労働部 産業人材育成課 ホームページ(リンク)	10月1日～ 2月28日 ※ただし、毎月末に選考を行い、支給対象者が35名に達したところで募集は締切ます。
岐阜県教育委員会 岐阜県選奨学生奨学金	以下の全てに該当する学生が対象となります (1)岐阜県内に住所を有する者の子弟であること。 (本人のみが岐阜県内に住所を有する場合は該当しない) (2)人物、学業共に優秀であること。 (3)就学に十分耐え得る健康状態であること。 (4)経済的理由により修学が困難であること。 (5)大学に在学していること(大学院は除く)	場合によっては不可	指定なし	月額 32,000円 日本学生支援機構の奨学生の場合 月額 16,000円	貸与	記載なし	大学 (学生支援チーム ①番窓口)	大学 (学生支援チーム ①番窓口)	11月10日 17:00
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	厚生労働大臣が指定する保育士を養成する学校に在学し、卒業後滋賀県内もしくは滋賀県社会福祉協議会が指定する施設等に保育士として保育業務に従事する意思を有する者。 ※三重大学では、平成28年度幼児教育コース入学者より規定の教科目を履修すると卒業時に保育士資格を取得することができます。	記載なし	指定なし	月額 5万円以内 ※在学年数により申請者の状況によっては、生活費の加算も可	貸与	15名 (予定)	大学 (学生支援チーム ①番窓口)	大学 (学生支援チーム ①番窓口)	10月16日 17:00
公益財団法人 林レオロジー記念財団	(1)「食品産業に関する」学問を習得又は学術研究を志す理学部・工学部系(機械・精密・システム工学・IT技術等)若しくは農水産学部・生命科学部系等の大学生及び大学院生で、以下の①～③の条件をすべて満たしている者。 ①平成30年4月に大学3年若しくは大学4年位進級する人、または、大学院前期(修士課程)の1年生に進学を希望する人若しくは大学院前期(修士課程)の2年生に進級する人 ②品行方正で学習意欲の高い人 ③学業成績が一定水準以上の人	可	平成30年4月1日に 学部の3年生に進級する人 学部の4年生に進級する人 修士課程に進学を希望する人 修士の2年生に進級する人	大学生 月額3万円 大学院生 月額5万円	給付	大学生 15名程度 大学院生 25名程度	大学 (学生支援チーム) 又は 林レオロジー記念財団 ホームページ(リンク)	大学 (学生支援チーム ①番窓口)	11月17日 (応募書類必着)
社会福祉法人 さぼりと21 2018年度 「坪井一郎・仁子学生支援プログラム」	日本在住の外国籍・元外国籍の学生で、下記の①・②に該当する者 ①難民(インドシナ難民・条約難民・第三国定住難民)及びその子弟 ②中国帰国者三世、日系人(中南米など)二世・三世	可(「生活支援プログラム」と同じ年度に支給することは不可・併願は可)	2018年4月に大学3・4年生、または大学院在籍・進学見込の者	大学院生:60～100万円 (年額) 大学生:40～80万円 (年額)	給付	10名程度	社会福祉法人さぼりと21 坪井一郎・仁子 学生支援プログラム ホームページ(リンク)	〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-12-2ミズホビル6階 社会福祉法人さぼりと21 「坪井一郎・仁子 学生支援プログラム」 受付係	9月1日～ 11月1日 (応募書類必着)
社会福祉法人 さぼりと21 2018年度「生活支援プログラム」	①から③のすべてに当てはまること ①日本に住んでいる外国籍または元外国籍の学生で、下のaまたはbのどちらかに当てはまる方 a)難民(インドシナ難民・条約難民・第三国定住難民)とその子弟 b)中国帰国者の三世、または日系定住者(中南米など)の二世・三世 ※上のa、bと同じような事情がある、外国籍の学生または元外国籍の学生も応募できます。 ※在留資格が「留学」の方は対象外です。 ②学費の負担が困難な方 ③2018年4月に、日本の高校、専門学校、短大、大学に通学中または入学予定の方	可(「坪井一郎・仁子学生支援プログラム」と同じ年度に支給することは不可・併願は可)	2018年4月に、日本の高校、専門学校、短大、大学に通学中または入学予定の方	大学生 120,000～360,000円 (年額)	給付	約40名	社会福祉法人さぼりと21 生活支援プログラム ホームページ(リンク)	〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-12-2ミズホビル6階 社会福祉法人さぼりと21 「生活支援プログラム」 受付係	11月1日～ 1月5日 (応募書類必着)

奨学団体等	必要資格	支援機構 奨学金 との重複	対象学年 (注意:平成29年4月時点の学年)	金額	給付・貸与 の別	募集人員 (全国で)	募集要項の <請求先>	申請書類の <提出先>	提出期限
似鳥国際奨学財団	1:日本国籍を有する者 2:2018年4月1日より学部課程の2.3.4年生に正規生として在籍する者。 ※6年制大学の、5年、6年に正規生として在籍する者も応募可能。 ※ただし、「修士」・「博士」・「全日制以外の学生」・「短期大学生」は応募対象外とする 3:学業、人物共に優秀であり、健康である。国際理解と国際間の有効親善に寄与できる者。 4:①当財団は他給付型奨学金との二重受給は認めない。ただし、貸与型奨学金並びに大学の授業料減免は認める。 ②当財団奨学金と他給付型奨学金に同時に合格した場合には、どちらの奨学金を受給するかを選択する。 ③当財団奨学金と同時に他給付型奨学金を受給した場合には、直ちに当財団の奨学生資格が取り消され、重複期間中の奨学金を全額返済しなければならない。	給付型奨学金は不可 貸与型奨学金、授業料減免は可	平成30年4月に日本国内の大学の2.3.4年に在籍・在籍予定の日本人学生	自宅生 5万円(月額) 自宅外生 8万円(月額)	給付型 (1年間支給)	50名	似鳥国際奨学財団ホームページ(リンク)	似鳥国際奨学財団ホームページ(リンク) にてWEBエントリー	8月21日～ 11月19日 (締切が早まる可能性があるため、早めのエントリーを推奨)
(公財)吉田育英会	・日本国籍を有する方 ・日本の大学に在籍している方。(学生、教育研究職の別を問わない。) ・日本の大学の学士以上の学位を留学開始までに取得している方。 ・次のいずれかを留学の目的とする方。 (1)海外の大学の博士号を取得すること (2)海外の大学院同等の研究機関で研究を行うこと (日本の大学の博士号を留学開始までに取得している場合のみ) (3)海外の医学医療・公衆衛生系大学院で専門職学位を取得すること、または同等の研究機関で研究を行うこと (日本の医師免許を留学開始までに取得している場合のみ) ・私費留学生である方。 ・2017年4月1日現在において35歳未満である方。 ・留学先で支障なく勉学・調査・研究を行う語学能力のある方。 ・2018年4月から2019年3月までに留学を開始する方。 ※より詳細な情報は、吉田育英会のHPを確認	記載なし	・日本の大学の学士以上の学位を留学開始までに取得している方	・生活滞在費 月額20万円 ・学校納付金 給与期間内に合計250万円以内の実費(入学金・授業料など) ・不要補助 月額2万円(配偶者が同居し、無収入の場合) ・往復渡航費	給付	5名	(公財)吉田育英会ホームページ(リンク)	(公財)吉田育英会	7月28日～ 10月6日 (当日消印有効)
三重県 (奨学金返還支援制度)	以下のすべてに該当する者 1.申請時に、最終学年の1年前の学年以上の在籍生で、かつ、就職先が決まっていない者 2.指定地域への定住を希望する者 3.常勤雇用または個人事業主として就業する予定の者(ただし、公務員は除く。) 4.日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の者 5.平成29年3月31日時点で35歳未満の者	可	学部2年生以上 大学院1年生以上	在学中に 借受予定の奨学金 総額の1/4 (上限100万円)	返還支援	20名	大学 (学生支援チーム)	三重県戦略企画部 戦略企画総務課 〒514-8570 津市広明町13番地	7月5日～ 11月30日 (17時必着) ※郵送の場合は 配達証明郵便を 使用すること
徳島県政策創造部県立総合大学校本部 (奨学金返還支援制度)	以下のいずれにも該当する方 ①日本学生支援機構奨学金等(徳島県が認めるもの)の貸与を「受けている方」又は「受けていた方で、返還残額がある方(滞納がある場合を除く)」 ②徳島県内の事業所に正規職員として就業を希望する方(公務員を除く) ③大学(短大除く)、大学院、高等専門学校(大学等)を指定の「卒業年度」に卒業し、「就業開始期間」内に就業する方(HP参照) ④徳島県内に定住することを希望する方。既卒者にあつては、H29.8.1時点で県外に在住し、徳島県に移住することを希望する30歳までの方(H30.4.1時点)	返還支援	HPを参照のこと	HPを参照のこと	返還支援	100名程度	徳島県政策創造部県立総合大学校本部ホームページ(リンク)	徳島県政策創造部 県立総合大学校本部	8月1日～ 12月22日
(財)交通遺児育英会	保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な学生 ※応募時に25歳以下の者	可	大学院生(在学) 大学院予約(学部最終学年) 学部生	月額 5万, 8万, 10万円 月額 4万, 5万, 6万円	貸与 (無利子)	20名 300名	(財)交通遺児育英会(リンク)	(財)交通遺児育英会 提出期限の1週間前までに 大学に推薦書の作成を 依頼すること	10月31日 (1次)8月31日 (2次)1月31日 10月31日

は新着情報です。

※ 掲 示 期 限 : 平成30年2月28日 (それ以前に内容更新があった場合は、その更新(差替え)時まで)